

第 55 期（第 5 回）高知地方最低賃金審議会

日 時 令和 8 年 3 月 12 日

場 所 高 知 労 働 局

議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 特定最低賃金の金額改正等に係る意向確認について
 - (2) 適用事業所数及び適用労働者数（電子・一般貨物）について
 - (3) その他
- 3 閉 会

資 料	ページ
1 第 55 期高知地方最低賃金審議会委員名簿	1
2 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金の金額改正について（改正申出の意向表明）	2
3 高知県一般貨物自動車運送業最低賃金の金額改正について（改正申出の意向表明）	3
4 適用事業所数及び適用労働者数（高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業）	4
5 適用事業所数及び適用労働者数（高知県一般貨物自動車運送業）	5
6 高知地方最低賃金審議会会議公開要綱	6
7 業務改善助成金の申請状況	8

第55期高知地方最低賃金審議会委員名簿

(令和7年4月1日任命)

区分	氏名	現職
公益代表	うえむら ひろし 上村 浩	高知工科大学経済・マネジメント学群教授
	おおい まさこ 大井 方子	高知県立大学文化学部教授
	かわたけ よしこ 川竹 佳子	弁護士
	こんどう ひろあき 近藤 啓明	弁護士
	はまだ くみこ 浜田 久美子	社会保険労務士
労働者代表	さいばら まさお 西原 正雄	JAMヤンマーアグリ労働組合高知支部長
	しらき まさゆき 白木 政行	とさでん交通労働組合執行委員長
	つつい のぶゆき 筒井 信行	エム・セテック労働組合執行委員長
	ほどおが のりひと 程岡 範人	高知福山通運労働組合執行委員長
	まるやま れいこ 丸山 玲子	日本労働組合総連合会高知県連合会副事務局長
使用者代表	いど ひろあき 井戸 啓彰	株式会社特殊製鋼所代表取締役社長
	おきた りょうじ 沖田 良二	高知県経営者協会専務理事
	しらやま さなえ 白山 早苗	グッドラックカンパニー株式会社代表取締役社長
	つじ まさと 辻 晶登	株式会社土佐電子専務取締役
	みやじ たかし 宮地 貴嗣	宮地電機株式会社代表取締役社長

(五十音順)



2026年 2月9日

高知労働局
局長 菊池 宏二 殿

電機連合高知地域協議会
事務局長 竹筒平貴隆

高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、
映像・音響機械器具製造業最低賃金の金額改正について

私たちは電機連合の取り組み方針に基づき、高知県「法定電機最低賃金」の金額改正に向けた取り組みを継続しています。

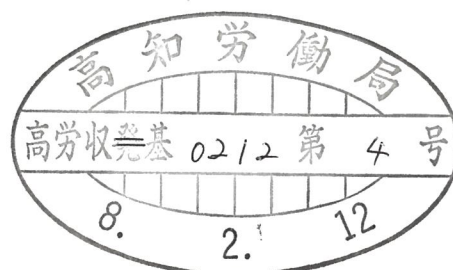
2025年度については、適用労働者数および合意率が低位であることから、「必要性審議見送り」との判断がなされ、小委員会は行われませんでした。しかしながら、適用労働者数が少ないことをもって本制度の意義が失われるものではありません。

むしろ、対象労働者が少数であるからこそ、地域別最低賃金のみでは十分に担保しきれない産業特性や技能水準を踏まえた賃金水準の確保が重要であり、特定最低賃金の役割は依然として大きいものと考えています。

本制度は、電機産業で働くすべての労働者、とりわけ非正規労働者や未組織労働者の賃金の底支えとして機能するとともに、賃金の切り下げ防止を通じた「公正競争の確保」に資するものであり、地域の電機産業の持続的な発展にとっても不可欠な仕組みです。

私たちは、「法定電機最低賃金」が本来果たすべき役割を改めて確認し、2026年度においても、高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金の金額改正を申し入れる意向を表明いたします。

以上





2026年2月20日

高知労働局

局長 菊池 宏二 殿

運輸労連四国地連高知県協議会
議長 程 岡 範 人

高知県一般貨物自動車運送業（車輛総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の貨物自動車の運転業務従事者）最低賃金の金額改正について

私たち、運輸労連高知県協議会は、トラック運輸産業の労働条件向上と安全輸送確保の観点から、不当な運賃ダンピングを防止し公正競争を確立していくため、特定最低賃金、一般貨物自動車運送業の金額改正の申し入れを行います。

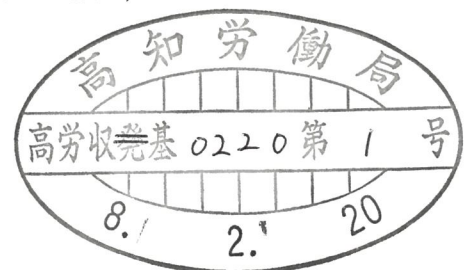
貨物自動車運送事業者数は、2024年度末の事業者数は、62,383者で前年同期比0.7%と467者が減少し、事業者数は3年連続で減少しました。これを規模別に見ると、保有車両10台以下の事業者が全体の54.8%を占め、依然として割合の高い状態が続いています。

NX総研が公表した2024年度の国内貨物輸送量の実績値では、総輸送量は40億8,720万トンの前年度比1.4%減となりました。消費関連貨物は夏場における飲料需要が増加しましたが、建設関連貨物が大きく落ち込むなどを受けマイナス幅は拡大して3年連続の減少となりました。また、2025年度の貨物輸送の見通しでは、総輸送量は39億9,420万トンの前年同期比2.3%減と、4年連続のマイナスになると予測しています。

このような中、労働集約型産業であるトラック運輸産業は事業の合理化が困難であり、依然として、低賃金、長時間労働・歩合・稼動給などで対応することから過積載運行や過労運転など安全面が危惧されています。あわせて、社会保険料未払い事業者の不法行為も依然として横行し、業界の秩序を乱す事業者が指摘されています。このような実態から、就労を希望する若者は大幅に減少していることから労働力不足と高齢化が進行しています。

こうした現状の中で、トラック運輸産業の秩序を守り公正競争ができる環境整備と運賃料金低廉化の歯止めの役割を担い、未組織労働者を含むトラック運輸産業労働者の賃金の底支えの役割と運転者の質向上を目的として、車輛総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の貨物自動車の運転業務従事者の最低賃金の金額改正を申し入れる意向を表明いたします。

なお、2025年度の最も低い労働協約賃金は、時間額1,030円、日額8,240円です。



適用事業所数及び適用労働者数

(高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金)

1 常雇規模別事業所数及び労働者数 《電子部品等製造業》

(令和8年度)

産業	規模計			1～4人			5～9人			10～29人			30～99人			100人以上					
	事業	雇用者数		事業	雇用者数		事業	雇用者数		事業	雇用者数		事業	雇用者数		事業	雇用者数				
	所数	(常雇者数)	(臨時者数)	所数	(常雇者数)	(臨時者数)	所数	(常雇者数)	(臨時者数)	所数	(常雇者数)	(臨時者数)	所数	(常雇者数)	(臨時者数)	所数	(常雇者数)	(臨時者数)			
小計	10	477	477	2	4	4	1	8	8	3	12	12	1	19	19	5	305	305	1	141	141
E28 (E2832を除く)	10	477	477	2	4	4	1	8	8	3	12	12	1	19	19	5	305	305	1	141	141
E296	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E302 (E3023を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料出所: 「事業所母集団データベース(令和4年次フレーム)」(総務省「令和3年経済センサス(活動調査)」に対して令和4年までの情報を更新したもの)による。

注) 1: E28＝電子部品・デバイス・電子回路製造業

E296＝電子応用装置製造業

E302＝映像・音響機械器具製造業

2: 雇用者＝常雇＋臨時

「常雇」とは、その事業所に常時雇用されている者。

(臨時、パートタイマーという名称の者でも、期間を定めずに雇用されている者又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者は「常雇」に含まれる。)

2 適用事業所数及び適用労働者数 《電子部品等製造業》

(令和8年度)

分類	事業所数	雇用者数	センサス調査以降の異動		適用除外労働者数	適用事業所数	適用労働者数
			事業所数	雇用者数			
E28 (E2832を除く) E296 E302 (E3023を除く)	10	477	-5	-273	0	5	204

資料出所: 「事業所母集団データベース(令和4年次フレーム)」(総務省「令和3年経済センサス(活動調査)」に対して令和4年までの情報を更新したもの)による。

注) 1: 令和7年度までの改定必要性審議などで判明した廃止・閉鎖事業所分及び対象産業外事業所分等を異動分として計上。

2: 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金適用業種の産業分類。

E28 : 電子部品・デバイス・電子回路製造業

E280 : 管理, 補助的経済活動を行う事業所

E281 : 電子デバイス製造業

E282 : 電子部品製造業

E283 : 記録メディア製造業 (E2832を除く)

E284 : 電子回路製造業

E285 : ユニット部品製造業

E289 : その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

E296 : 電子応用装置製造業

E302 : 映像・音響機械器具製造業 (E3023を除く)

**適用事業所数及び適用労働者数
(高知県一般貨物自動車運送業最低賃金)**

1 常雇規模別事業所数及び雇用者数《一般貨物自動車運送業》 (令和8年度)

産 業	規 模 計			1～4人			5～9人			1～9人			10～29人			30人以上		
	事業 所数	雇用者数 (常雇者数)		事業 所数	雇用者数 (常雇者数)		事業 所数	雇用者数 (常雇者数)		事業 所数	雇用者数 (常雇者数)		事業 所数	雇用者数 (常雇者数)		事業 所数	雇用者数 (常雇者数)	
計	323	6,703	6,582	62	180	166	84	586	578	146	766	744	117	2,125	2,081	60	3,812	3,757
H441	323	6,703	6,582	62	180	166	84	586	578	146	766	744	117	2,125	2,081	60	3,812	3,757
H442(参考)	11	96	94	6	14	13	2	13	12	8	27	25	3	69	69	0	0	0

資料出所: 「事業所母集団データベース(令和4年次フレーム)」(総務省「令和3年経済センサス(活動調査)」に対して令和4年までの情報を更新したもの)による。

注) 1: H441＝一般貨物自動車運送業

H442＝特定貨物自動車運送業

2: 雇用者＝常雇＋臨時

「常雇」とは、その事業所に常時雇用されている者。

(臨時、パートタイマーという名称の者でも、期間を定めずに雇用されている者又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者は「常雇」に含まれる。)

2 大型貨物自動車運転者数及び適用労働者数の算出方法

雇 用 者 数	×	大型貨物自動車運転者比率	=	大型貨物自動車運転者数
(6,703 人)	×	(49.46 %)	=	(3,315 人)
大型貨物自動車運転者数	×	大型貨物自動車運転者適用除外者比率	=	適用除外者数
(3,315 人)	×	(31.33 %)	=	(1,039 人)
大型貨物自動車運転者数	-	適用除外者数	=	適用労働者数
(3,315 人)	-	(1,039 人)	=	(2,276 人)

資料出所: 大型貨物自動車運転者数及び適用除外労働者数については、「最低賃金に関する基礎調査(令和7年)」結果により推計。

$$\frac{1,430 \text{ 人 (大型貨物自動車運転者数)}}{2,891 \text{ 人 (調査母集団労働者数)}} = 49.46 \% \text{ (大型貨物自動車運転者比率)}$$

$$\frac{448 \text{ 人 (適用除外労働者数)}}{1,430 \text{ 人 (大型貨物自動車運転者数)}} = 31.33 \% \text{ (最低賃金適用除外労働者比率)}$$

(基礎調査結果における大型貨物自動車運転者数(年齢以外の適用除外労働者も含む)のうちの適用除外労働者比率を算出。)

3 適用事業所数及び適用労働者数《一般貨物自動車運送業》 (令和8年度)

分 類	事業 所数	雇用者数	うち大型貨物 自動車運転者	適 用 除外者数	適用事業所数	適用労働者数
H441	323	6,703	3,315	1,039	323	2,276

資料出所: 「事業所母集団データベース(令和4年次フレーム)」(総務省「令和3年経済センサス(活動調査)」に対して令和4年までの情報を更新したもの)による。

注) 1: この表の大型貨物自動車とは、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の貨物自動車を指す。

2: 高知県一般貨物自動車運送業最低賃金適用業種の産業分類。

H 441 : 一般貨物自動車運送業

(案)

高知地方最低賃金審議会会議公開要綱

第1条 この要綱は、高知地方最低賃金審議会の本審議会、専門部会及び小委員会の会議（以下「審議会等」という。）の公開に関し高知地方最低賃金審議会運営規程（以下「運営規程」という。）及び専門部会運営規程（以下「部会運営規程」という。）の定めによるほか、その具体的な取扱について定める。

第2条 運営規程第6条及び部会運営規程に基づく会議の公開又は非公開の決定は各審議会等において行う。

第3条 公開する審議会等の開催日時、場所及び傍聴者の募集については、原則として審議会等の開催日の10日前までに（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）に、高知労働局において掲示及びホームページに掲載する。

第4条 審議会等の傍聴を希望する者は、原則として審議会等の開催日の6日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）までに、メール又ははがきにより労働基準部賃金室あてに申込むものとする。

ただし、介助者が必要な場合は、申込書にその旨及び介助者の氏名を記入するものとする。

第5条 傍聴者は、原則として6名以内とする。

2 傍聴を希望する者がこの数を超える場合は、抽選とする。

3 抽選結果については、当選者にメール又は書面で通知する。ただし、緊急の場合は電話で通知することができる。

4 傍聴は申込者（抽選の場合は当選者）本人のみとする。ただし、前条に規定する介助者についてはこれを認める。

第6条 公開する審議会等ごとに傍聴者名簿を作成する。

第7条 傍聴者には、傍聴整理券を発行する。

2 傍聴者は、審議会開始の10分前までに、傍聴整理券と同一番号の傍聴者席に着席するものとする。

3 傍聴者には、別添の「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を周知させるものとする。

第8条 審議中に、審議会傍聴に当たっての遵守事項に反する行為があれば、違反者に対し事務局から是正を求め、従わない場合は退去を求めるものとする。

2 退去要求に従わず審議の妨害を続ける場合は、事務局から庁舎退去命令を发出する。

3 庁舎退去命令にも従わない場合には、所轄警察署へ連絡し強制排除を行うこととする。

第9条 公開する審議会等であっても、会長又は部会長は会議の一部を非公開とすることができる。

第10条 審議会等の会議を公開する場合には、第4条及び第5条の規定にかかわらず、報道関係者については、席が許す限り取材を認めることとする。この場合であっても撮影及び録音は、審議会開始直前までとする。

第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会等の会議の公開に関し必要な事項は、審議会等に諮って会長又は部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月13日から施行する。

一部修正 令和8年3月12日

業務改善助成金の申請状況

年 度	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度 (令和8年1月末現在)	
	申請	交付決定	申請	交付決定	申請	交付決定	申請	交付決定
件 数	43	37	239	196	211	172	188	149
交付決定金額 (円)	29,019,000		214,917,000		253,785,000		(現在確認中)	